



資料 1 - 1

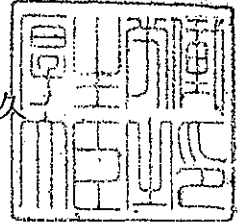
厚生労働省発職 0221 第3号

平成 26 年 2 月 21 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（職業能力開発局関係）

第一 （略）

第二 キャリアアップ助成金制度の改正

一 （略）

二 有期契約労働者等に一般職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費等の合計額について、次の(一)から(三)までに掲げる実施時間数の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める額を超えるときは、当該定める額の助成を行うものとする。

(一) 百時間未満 七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(二) 百時間以上二百時間未満 十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(三) 二百時間以上 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第三 キャリア形成促進助成金制度の改正

一 構成事業主の雇用する被保険者に、団体等実施型訓練を受けさせる事業主団体等に対し、当該訓練に要した経費の二分の一の額の助成を行うものとする。

二 育休中・復職後等能力向上型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額及び当該訓練期間（育児休業の期間を除く。）中に支払った賃金の額のうち、一時間あたり四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）の助成を行うものとする
こと。

三 成長分野等人材育成型訓練及びグローバル人材育成型訓練を受けさせた場合の助成の対象について、中小企業事業主以外の事業主を加えるものとし、当該訓練を受けさせる中小企業事業主以外の事業主に
対し、当該訓練に要した経費の三分の一の額及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち一時間あたり
四百円の助成を行うものとする
こと。

四 グローバル人材育成型訓練に、海外で実施する訓練を含めるものとする
こと。

五 その他所要の見直しを行うものとする
こと。

第四 その他

一 この省令は、平成二十六年三月一日から施行するものとする
こと。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、所要の規定の整備を行う
こと。

